

安全の手引き

令和2年2月

在デンパサール日本国総領事館

はじめに

インドネシアでは、1998年5月、アジア通貨危機の影響を受けた未曾有の経済混乱に端を発し、ジャカルタを始めとする複数の都市で生活必需品や石油製品等の値上がりに不満を持った群衆による暴動が発生、当時のスハルト政権が崩壊するに至りました。この混乱の中、日本国外務省は「家族等退避勧告」を発出し、約9,000人の在留邦人が短期の間に通常便の他、臨時便並びに政府チャーター便等で帰国又は近隣諸国に出国する事態が生じました。

バリ島では、2002年10月に大規模な爆弾テロ（日本人旅行者2名を含む200人以上が死亡）、2005年10月には連続爆弾テロ事件（日本人旅行者1名の死亡を含む100人以上の死傷者）が発生しました。また、ジャカルタでも、2003年、04年、09年、16年、17年に爆弾テロ事件が発生し、更に、スラバヤでも2018年に教会や警察施設、昨年はメダンでも市内の警察施設で死傷者を伴う自爆テロ事件が発生しています。これらの事件を受けて、インドネシア政府は国家をあげたテロ対策を進めていますが、今やテロは、いつどこでも発生し得る可能性があり、テロへの警戒は引き続き重要な課題です。

近年、バリ島アグン山やジャワ島ムラピ山の噴火、ロンボク島や中部スラウェシ州における大地震の発生、また、それに伴う津波の発生、スンダ海峡における津波の発生等、甚大な被害が各地で発生しており、大規模な自然災害の脅威にもさらされています。

一般犯罪としては、2019年11月、バリ島市内のアパートにおいて、在留邦人が暴漢から白昼首を絞められ金品を強奪され重傷を負う痛ましい事件が発生しました。

このような状況の中で海外において安全に生活するためには、日々刻々と変わる国際情勢や政治・経済・治安情勢に加え、自然現象、更に対日感情の変化等を的確に把握し、各人が「自分の身は自分で守る」との心構えで、常に警戒心を持って行動していただくことが大切です。この安全の手引きには、バリ州、西ヌサ・トゥンガラ州、東ヌサ・トゥンガラ州で生活する上で家族全員が念頭に置くべき防犯上の一般的な心得や緊急時の心得と対処要領を記しておりますので、御参考にしていただきたいと思います。

なお、不幸にして何らかの事件・事故に巻き込まれた場合や困ったことが起きた場合は、在デンパサール日本国総領事館（0361-227-628）（夜間・休日：インドネシア国内から発信する場合は001-80-3851-1050、インドネシア国外から発信する場合には+33-1-5563-3435）に御連絡ください。

目 次

I 犯罪情勢など

1. 犯罪情勢	1
2. 一般犯罪の特徴・形態	1

II 平時における安全対策

1. 安全対策の基本的な心構え	2
2. 一般犯罪被害に遭わないための対策	3
3. 交通事故対策	4

III 爆弾テロ・暴動に対する対策

1. 現状	5
2. 遭遇した場合の対策	5
3. 日頃からの対策	6
4. 暴動に巻き込まれないための対策	6

IV 火山噴火・地震・津波などの自然災害に対する心構え ······ 6

V 旅行者に対する注意事項

1. 一般犯罪被害に遭わないための対策	7
2. 当地で有効な運転免許証	7
3. 旅券（パスポート）の紛失	7
4. クレジットカードなどの不正使用被害	8
5. 気象状況の把握	8
6. 海外旅行傷害保険などの各種保険の加入	8

VI 感染症について

1. デング熱	8
2. 狂犬病	9
3. 腸管感染症	9
4. 鳥インフルエンザ	9

VII 緊急事態への備えと対処要領

1. 当館管轄州の「海外安全情報（危険情報）」	9
2. 平素の心構えと準備	10
3. 緊急事態発生時の対応	12
4. 一時避難、退避	12

[参考資料] 緊急時の連絡先など ······ 13

I 犯罪情勢など

1. 犯罪情勢

バリ島では、2002年及び2005年に大規模な爆弾テロ事件が発生しており、邦人を含む多くの死傷者がでています。その後、バリ島において爆弾テロ事件の発生はありませんが、当地治安当局は、依然としてテロリストの流入とテロに対する警戒を強めています。

一般犯罪では、ひったくり、スリ、置き引き、侵入窃盗・強盗、スキミング、麻薬・覚醒剤の売買などの犯罪が多発しています。在住者・旅行者を問わず邦人がこれら犯罪被害に遭うケースも多発しています。

2. 一般犯罪の特徴・形態

世界有数の観光地でもあるバリ島をはじめ当館が管轄する各地には、ビーチ・マリンスポーツ・伝統芸能などを楽しむために、海外から大勢の観光客が来島します。そのため、他のインドネシアの都市に比べ、外国人観光客を狙った犯罪が多発しており、邦人が被害に遭うケースも発生しています。

(1) 窃盗

ア ひったくり

観光客が多く集まるクタ・レギャン地区を中心に、深夜時間帯の繁華街でオートバイに乗った犯人によるひったくりが多発しています。かばん等を持って徒步移動中に被害に遭うケースが多く、肩掛けかばん等を犯人に強引にひったくられ被害者が転倒・負傷するケースもあります。また、スマートフォンが狙われるケースも多く報告されています。所持品の管理に注意し、徒步での移動の場合には周囲に十分警戒してください。

イ スリ・お金見せて詐欺

観光客が多く集まるクタ・レギャン地区を中心に、深夜時間帯の繁華街で多発しています。特に、深夜・早朝まで飲食した後の店外で、複数名から取り囲まれ言葉巧みに話し掛けられたりしている間に金品を抜き取られるケースが多く、犯人は、役割分担を定めた上で、観光客の人数や動静を見極めグループにより犯行に及んでいるとも考えられます。所持品の管理に注意し、徒步での移動の場合には周囲に十分警戒してください。

また、外国人による通称お金見せて詐欺と呼ばれる犯罪も発生しています。邦人に對して「今度日本に行くから日本円を見せて欲しい」等と話しかけ、隙を見て財布の中から現金を抜き取るという手口であり、当地においては2018年にデンパサール国際空港やクタ地区、19年には、ヌサ・ドゥア地区、ウブド地区、サヌール地区

等でも発生しました。見知らぬ者から突如声を掛けられたり唐突な依頼をされたりした場合は十分注意するとともに、相手の言動に惑わされることなくその場から離れるなどしてください。

ウ 置き引き

繁華街、ショッピングモール、空港、ビーチなど多数の人が集まる場所での被害が多く、またレストラン、ホテルのレセプションなどにおいてもちょっとした隙に所持品・貴重品が狙われる被害が発生しています。

(2) 侵入窃盗・強盗など

独立家屋へのいわゆる空き巣やヴィラタイプの宿泊施設を狙い外部から泥棒が侵入し貴重品を盗まれるという被害が発生しており、中には強盗事件に発展し、重傷を負う事案も発生しています。万一、犯人と遭遇するなどした場合は、抵抗することなく身の安全を第一として対処してください。不審な状況を察知した場合は、一旦その場から離れ状況を注視しつつ、警察に通報して危難を排除する等して安全確保に努めてください。

(3) スキミング

様々な手口のスキミング被害が発生しています。ATM利用時に磁気情報を盗まれるケースや、中には機械操作で困っている時やATM内にカードが吸収されてしまった時に、助けるフリをした者が言葉巧みに暗証番号を聞き出すといった事例も報告されています。ATMは銀行店舗内や警備員が常駐しているなど安全性の高いATMを利用するとともに、カード挿入口やその周辺に不自然な痕跡はないか、不自然にカメラが設置されていないか等周囲の状況に十分注意してください。

(4) 麻薬・覚醒剤

クタ・レギャン地区といった観光客が多く集まる繁華街やその路地裏、ナイトクラブなどで言葉巧みに声を掛けてきて近づき違法薬物を売りつけてくる者がいます。当地裁判所は、外国人に対しても死刑を含む重い判決を下すなど薬物事犯に対して厳しい姿勢で臨んでいます。薬物が蔓延しているような危険な場所には近寄らないことをお奨めします。麻薬・薬物には絶対に関与しないようにしてください。

II 平時における安全対策

1. 安全対策の基本的な心構え

【目立たない】

目立つ生活をしない、夜間の外出は控える、犯罪が起こりやすい地域には近づかないといった「目立たない」生活を送ることは、自分の身辺において犯罪を誘発する環境を作らないことにつながります。事件・事故に巻き込まれないようにする、つまり予防こそが最

良い危機管理です。

【油断しない】

外部から一目見て識別できるような高価な貴重品は持ち歩かない、普段の行動をパターン化しない、自分や家族に関する情報を外部に伝えないなど、個人レベルで犯行の機会を与えない（油断しない）ことも大切です。

【良好な関係の構築】

近隣住民や親族・知人などと良好な関係を構築し、インドネシア社会に溶け込むことにより被害に遭うことを予防するとともに、有事の場合には助けとなってくれるような人間関係を醸成しておくことが、当地で安全に暮らすための大きな助けとなります。

【情報収集】

日頃から当地の治安状況などについて情報収集に努め、被害を未然に防ぐよう心掛けください。

【保険への加入】

万一、何らかの事件・事故に巻き込まれ被害に遭ってしまった場合に備えて、海外旅行傷害保険などの各種保険に加入しておくことをお勧めします。

2. 一般犯罪被害に遭わないための対策

(1) 自宅における留意点

- 独立家屋の場合は、住宅環境を整備し、夜間は庭園灯・屋外灯を点灯して住居周辺を明るくし、ドアや窓には可能な限り複数の鍵を設置するほか、必要に応じて警報装置や防犯カメラ等を設置することをお勧めします。
- ドアや窓の施錠は、例え在宅中であってもこまめに行ってください。鍵は自らが確実に保管し、仮に家事補助者などに合い鍵を預ける場合であっても、主寝室などの合い鍵は渡さないなどの注意が必要です。
- 知らない訪問者は絶対に家の中に入れないことも重要です。例え訪問者が警察官や警備員であると告げても、覚えがない場合や面識が無い場合には必ず身分証明書の呈示を求め、所属先を尋ねるなどの確認をしてください。
- 使用人（家事補助者、運転手など）の採用にあたっては、身元のはっきりした者を採用することをお勧めします。採用の際は身分証明書などの身上書類を確認し、そのコピーを保管し、特に、運転手については運転免許証の有効期限についても注意してください。
- 使用人には、主人の許可なしに外部の人間（例え当該使用人の家族であっても）を家の中に入れないよう十分に注意を与えてください。また、見知らぬ者から家人の在宅を確認するような電話には応答しないよう指導してください。
- 不心得な使用人や解雇した使用人の手引きによる犯罪も多いことから、十分に注意

を払うことが必要です。

- 外出先から帰宅した際、ドアの錠が開いていたり、窓が割られているなどの不審な点が認められたら、安易に家の中に入ることなく、直ちに警察や近隣の人に助けを求めてください。
- 在宅時に盗賊の侵入に気付いても、身の安全を第一として対処することが必要です。盗賊のいる場所に姿を見せることなく、鍵のかかった部屋で盗賊の退散を待ち、電話で警察などに通報してください。それでも押し入って来た場合には、絶対に抵抗せず身体の安全を最優先に落ち着いて行動してください。

(2) 行動における留意点

- 外出時には常に身辺を警戒してください。
- 繁華街、スーパーマーケット、ショッピングモール、空港など多数の人が集まる場所では、周囲に不審な人物がいないかどうか確認してください。
- 外出する際は、派手な服装は避け、貴重品や必要以上の現金を持ち歩かないようにしてください。旅券は、自宅又は事務所などの鍵のかかる場所に保管し、コピーを持ち歩くことをお勧めします。
- 特に、夜間の繁華街（路上）などにおいては、スリやひったくり、置き引きなどの窃盗事件が頻発しています。深夜・早朝の時間帯に繁華街に出歩くことは避けてください。
- バッグを持ち歩く場合は、ひったくりに遭わないよう十分注意してください。肩掛けバッグの場合、ひったくりに遭うと引きずられ大怪我をする場合もあります。車道とは反対側に掛けるなどの工夫も必要です。
- タクシーを利用する際は、レストランやホテルで手配してもらった車両を利用するをお勧めします。トラブルに遭ってしまった（遭いそうになった）場合は、運転手の名前や車両番号、タクシーの会社名などを控えてください。
- ATMは銀行店舗内や警備員が常駐している等出来るだけ安全性の高いATMを利用することをお勧めします。万一、被害に遭った際の被害を最小限に抑えるためにも、残高をこまめにチェックし、利用通知を受け取るサービスを利用するにも有効と思われます。

3. 交通事故対策

- 当地バリ島における道路交通事情は非常に劣悪で、交通事故が頻発しています。自分で自動車やオートバイを運転する場合には、周囲の交通に細心の注意を払い、交通事故防止に努めてください。また、運転手を雇用する場合、安全運転に心掛けるよう平素から十分に指導してください。
- オートバイに乗車する際は、ヘルメット着用が義務づけられています。安全基準を満たしたヘルメットを必ず着用してください。また、自動車に乗車する際には、シートベ

ルトを装着してください。

- 事故現場には瞬時に野次馬が集まることがありますので、示談などの交渉をする場合は可能な限りホテルの駐車場などの安全な場所に移動して行ってください。その際、特に事故現場では相手を刺激するような言動は避けるのが賢明です。
- 自分の車が交通事故を起こした場合は、追突などの二次的事故が起こらないよう安全を確保し、その上で現場の保全を図ってください。運転手を使用している場合、事故の当事者はあくまで運転手となりますので、示談交渉などについては運転手に交渉させ自分は安易に車外に出ないことをお勧めします。身の危険を感じた場合は、早急にその場から離れ、警察署などに退避してください。
- 軽微な物損交通事故であれば、基本的にはその場での示談となることがあります（警察への通報義務はない）、解決がつかない場合や後刻の示談に相手が応じそうもない場合などには、両当事者（運転手を使用している場合は運転手のみ）揃って警察へ行くことを促すなどの措置も検討する必要があります。
- 事故現場では後日のトラブルを避けるため、相手の運転免許証や身分証明書記載事項、相手車両の車検証やプレート番号などを控えてください（保険への未加入者も多い）。
- 警察において事情聴取を受ける場合は、通訳可能な者を同伴することをお勧めします。捜査報告書などへの署名を求められた際は、内容を十分に確認した上で応じてください。
- 飲酒運転は絶対にしないでください。酒酔い運転と認定された場合は通常の事故などより思い出し罰が科せられることになります。
- 事故により怪我をしたときに備えて、海外傷害保険などの加入をお勧めします。

III 爆弾テロ・暴動に対する対策

1. 現状

インドネシア国内各地では、様々な武器を使用したテロ事件が発生しており警察による過激派・テロリスト摘発が継続して行われています。バリ島では、2002年10月及び2005年10月以降、テロ事件は発生していませんが、2017年9月に当館管轄の1つである西ヌサ・トゥンガラ州で過激派による警察官狙撃事件が発生しました。警察は同事件の犯人として過激派を摘発していますが、依然として警察による高い警戒レベルが敷かれています。

2. 遭遇した場合の対策

爆発音が聞こえたり、煙が立ち上ったりした場合は、「その場に伏せる」、「姿勢を低く

する」、「爆発地点から離れる」、「興味本位の行動をとらない」、「爆発地点に検討がつかない場合は無闇に動かず建物の陰などで身をかがめて待機する」といった行動に心掛けてください。

3. 日頃からの対策

- 多数の外国人が集まる場所及び主要欧米関連施設などテロの標的となるような場所に近づくことは極力避けるようにしてください。
- 最近は警察関連施設がテロの標的となり攻撃される事件が発生しています。必要がある場合のほかは近づかないようにしてください。
- 利用するホテル、レストラン、ショッピングモールなどが十分な安全対策を講じているか、また、不測の事態に備え非常口、避難経路も確認してください。
- 日頃から、テロに関する情報に关心を持ち、新聞、テレビ、ラジオ、インターネットなどでテロに関する最新の情報を集めるよう心掛けてください。

4. 暴動に巻き込まれないための対策

近年バリ島では、暴動と呼べる大きな事態の発生は確認されていませんが、各種集会やデモは頻繁に行われています。その時々の状況によっては暴動に発展する可能性も完全に否定はできません。バリ島をはじめ各地に滞在中、暴動や各種集会、いざこざなどの現場に遭遇した場合は、速やかにその場から離れるようにしてください。野次馬となって現場を見物するなどの行動は危険です。

IV 火山噴火・地震・津波などの自然災害に対する心構え

火山噴火、地震、津波などの自然災害はいつ発生するか分かりません。バリ島アグン山の噴火警戒レベルは、2018年2月以降レベル3（警戒）が継続されており、火口から半径4km圏内への立入は禁止されています。また、同年7月及び8月にはロンボク島付近を震源とする地震も発生しており、その後も同島周辺では断続的に地震が発生しています。災害への備え（飲料水、非常食、懐中電灯、ラジオ、タオルなど）は平素から準備しておくことが肝要です。また、居住地域が沿岸地域の場合、地域の津波を警戒するハザードマップなどにて避難経路などを確認しておいてください（VII.2. 平素の心構えと準備を参照）。

雨期などの天候不順により、大雨、強風、高波などの気象状況に急激な変化が生じる場合もあります。市街地・山間部においては、倒木・土砂崩れ・洪水などの危険がありますので注意してください。

V 旅行者に対する注意事項

1. 一般犯罪被害に遭わないための対策

当地で旅行者が遭う犯罪被害の大半は、ひったくり、スリ、置き引きなどの窃盗被害です。これらの犯罪を防止する一般的な対策は以下のとおりです。

- 観光地、繁華街、スーパー・マーケット、ショッピングモール、空港など多数の人が集まる場所では、常に警戒を怠らない。
- 手荷物からは絶対に目を離さない。徒歩での移動の場合は周囲の状況に十分警戒する。
- 繁華街（路上）などでは、ひったくりやスリ、置き引きなどの窃盗事件が頻発しているので、深夜・早朝の時間帯に繁華街を出歩くことは避ける。
- 旅券はホテルのセーフティーボックスなどに保管し、コピーを持ち歩く。
- 徒歩での移動の場合は、出来る限り高価なバッグの持ち歩きを避け、貴重品はホテルのセーフティーボックスに預けるとともに、必要最小限度の現金しか持ち歩かないなどの配慮を心掛ける。
- バッグを持ち歩く場合は、ひったくりに十分注意する。肩掛けバックの場合、ひったくりに遭うと、引きずられ、大怪我する可能性があるので、車道とは反対側に掛けるなど工夫する。
- 見知らぬ者から声を掛けられた時は、スリやひったくりの可能性があるので、周囲の状況と手荷物に十分注意を払い、その場を離れる。
- 甘言につられない。現地人が唐突に日本語で親しげに話しかけてくる場合は十分注意する。強引な物売り（薬物の売りつけ）、客引きを相手にしない。

2. 当地で有効な運転免許証

当地で車両を運転する際は、当地で発行された運転免許証を取得・所持しておく必要があります。日本で交付される国外運転免許証は1949年にジュネーブにおいて締結された道路交通に関する条約（通称「ジュネーブ条約」）の免許証となり、当該免許証で運転できる国はアメリカ、イギリス等をはじめ同条約加盟国に限られます。インドネシアは同条約加盟国ではありませんので、日本で国外運転免許証を取得・所持していても当地で車両を運転することはできませんのでご注意ください。

3. 旅券（パスポート）の紛失

盗難などで旅券を紛失すると、出国許可取得の手続きに時間を要し、旅行日程を大幅に変更しなければならなくなるおそれもあります。旅券の管理には細心の注意を払ってください。

4. クレジットカードなどの不正使用被害

- クレジットカードや国際キャッシュカード等から知らぬ間に現金が引き出されている被害が多数報告されています。ATMは銀行店舗内や警備員が常駐している等出来る限り安全性の高いATMを利用する等利用場所に留意してください。
- クレジットカード等が他人の手に渡らないようしっかり管理し、紛失や身に覚えのない使用などが疑われる場合には、直ちにカード会社へ連絡してください。

5. 気象状況の把握

- 特に、雨期のシーズンには当地気象庁から大雨・強風・高波警報が頻繁に発出されます。海や山でのレジャーの際は天候の急変等に十分注意してください。
- 水難事故も少なくありません。経験を積んだサーファーやダイバーでも危険なことがあります。当日の天候や自身の体調等により、状況の的確な判断を心掛けてください。
- 遊泳禁止の看板が立っている浜辺は、浅く見えても急に深くなっていたり潮の流れが乱れていたりして大変危険です。当該場所での遊泳は控えてください。

6. 海外旅行傷害保険などの各種保険の加入

不幸にも何らかの事件・事故に巻き込まれ、被害に遭ってしまった場合には、当地では被害回復は難しいことが多く、また病院での治療費などが極めて高額となります。そのような事態に備えて、海外旅行傷害保険などの各種保険に加入されることを強くお勧めします。

VI 感染症について

1. デング熱

当館管轄地域を含むインドネシア国内ではデング熱が流行しており、毎年死亡事案も発生しており注意が必要です。特に、東ヌサ・トゥンガラ州においては、2019年55名が死亡し、非常事態宣言が発令されています。デング熱は、蚊が媒介する感染症で予防接種も予防薬もないため、蚊に刺されないようにすることが唯一の予防方法です。外出時に肌の露出を少なくし、虫除けスプレー等を使用するなど感染の予防に努めてください。なお、突然の高熱や頭痛、関節痛や筋肉痛、発疹等のデング熱が疑われる症状が出た場合には、自己判断は避け直ちに医療機関を受診し、適切な治療を受けるようにしてください。

2. 狂犬病

当館管轄地域では、狂犬病ウイルスを保有している犬に咬まれ死亡する事例が発生しており注意が必要です。特に、西ヌサ・トゥンガラ州 ドンブ県においては、2019年13名が死亡し、非常事態宣言が発令されています。狂犬病は、狂犬病ウイルスを保有している犬、猫、コウモリ、猿などの動物に咬まれることにより感染するもので、人が発症した場合にはほぼ100%死亡します。屋外を徒歩で移動する際は野犬などの動物には十分注意し、猿などの動物にも安易に手を出さないようにしてください。万一狂犬病にかかっているおそれのある動物に咬まれてしまった場合には、傷口を十分水洗いし、直ちに医療機関を受診してワクチン接種等を受けてください。

3. 腸管感染症（急性腸炎・食中毒・腸チフス・赤痢アメーバー症・A型肝炎）

下痢は当地では極めて日常的な症状です。ほとんどの場合は軽症ですが、体重減少を伴う下痢、発熱を伴う下痢、血便を伴う下痢などの場合は重症化することもありますので、早めに医療機関を受診してください。当地で発生する大部分の疾患が、経口にて感染する感染症です。食事は、十分加熱されたものを食べるよう心がけ、飲用水にはミネラルウォーターをご利用ください。外食時は衛生管理の行き届いた飲食店を選び、衛生管理の悪い屋台などは避けてください。また、体調を崩すと免疫力が落ち、病気にかかり易くなりますので、感染症を予防するためにも、十分な休養・睡眠を取ることも大切です。

4. 鳥インフルエンザ

インドネシアでは鳥インフルエンザの発生が減少傾向にありますが、引き続き注意が必要です。鳥インフルエンザに対する予防策は、鳥類に近づかない、鶏肉や卵を調理する際に十分加熱する、人混みへの立ち入りは最小限にし、外出後は手洗い・うがいなどの通常の感染症予防対策を励行するようにしてください。

VII 緊急事態への備えと対処要領

インドネシアでは、1998年5月、ジャカルタを中心に各地で暴動が発生し、約9,000人の在留邦人が極めて短期の間に臨時便やチャーター便で国外に退避するという事態がありました。

この過去の経験を教訓として、今後の危機管理に役立てていくため、ここではそうした準備や緊急事態への対処の上で参考になるような備えと心構えを記しました。

1. 当館管轄州の「海外安全情報（危険情報）」

現在、バリ州、西ヌサ・トゥンガラ州及び東ヌサ・トゥンガラ州を含むインドネシア国

内には、海外安全情報（危険情報）「レベル1：十分注意してください。」が発せられています。これは4段階中の1番目で「渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要」との注意報です。

詳しくは、外務省海外安全ホームページを参照してください。

○外務省・海外安全ホームページ：<http://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>

2. 平素の心構えと準備

(1) 連絡体制の整備

ア 在留届の提出、「たびレジ」の登録

バリ州、西ヌサ・トゥンガラ州及び東ヌサ・トゥンガラ州に中長期に滞在又は頻繁に行き来される方は、在デンパサール日本国総領事館へ在留届をしてください。万一、不測の事態が発生した場合、総領事館は在留届を基に電話、メール、SMSなどで必要な情報提供をし、場合によっては安否確認を行います。在留届がない場合には、当地滞在の事実や連絡先が分からぬため総領事館から重要な連絡ができず、緊急事態に関する情報が得られないおそれがあります。また、転居等に伴う住所、電話番号、メールアドレス等に変更があった場合には、速やかに変更届をしてください。なお、登録にあたっては、インターネットによる登録が便利です。転居や帰国の届出も以下のURLから簡単に登録できます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

また、ご旅行、ご出張等で、インドネシア又はインドネシア以外の国に渡航される際は、万一に備え、事前に必ず「たびレジ」の登録を行うよう心掛けてください。

以下のURLから簡単に登録できます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

加えて、ご家族やご友人等にも日程や渡航先の連絡先を伝えておくようにしてください。

イ 連絡手段の確認

緊急事態はいつ発生するか分かりません。そのような場合に備えて、日頃から家庭や企業内などで緊急連絡方法につき、あらかじめ決めておいてください。

ウ 連絡拠点の把握

総領事館では、連絡拠点として以下の場所に総領事館と連絡可能な無線を設置しています。以下の連絡拠点について、所在地を確認しておいてください。

- [連絡拠点]
- ・バリ日本人会事務局／バリ日本語補習授業校（サヌール地区）
 - ・ウォーターマーク・ホテル（シンバルン地区）
 - ・SISI（ウブド地区）

エ 短波ラジオの準備

緊急事態が悪化すると NHK の短波放送により治安状況が放送されるので、あらかじめ短波ラジオ（予備電池含む）を準備し、日本語放送の周波数や放送時間帯を確認しておいてください。

(2) 旅券（パスポート）などの管理

- 旅券、滞在許可証（K I T A S／P）、再入国許可などの出入国に必要な書類は紛失しないよう厳重に管理し、常に有効な状態にあることを確認してください。
- 滞在許可、出国・再入国許可取得手続などのため、入国管理局に旅券を預け入れしている間に緊急事態が発生し、急遽本邦へ引き揚げる必要が生じた場合、入国管理局から旅券の返却に時間を要することもありますので、平常時から出入国管理に係る手続は早め早めに対応するよう心掛けてください。

(3) 緊急時用物資などの準備

ア 食料・飲料水

状況によっては、買い物のための外出が困難になり、しばらくの間自宅で待機する方が安全なこともありますので、ある程度の食料、飲料水の備蓄をご準備ください。

イ 金銭

事態の緊迫により、銀行の閉鎖もあり得ますので、事態が切迫してたら国外退避のための現金を準備することもご検討ください。

ウ 給油

自動車は常に整備し、燃料は早め早めに給油しておくことが肝要です。

エ 保険への加入

海外旅行傷害保険、火災保険、盗難保険、自動車保険などへ加入しておくことをお勧めします。

(4) 緊急避難時における携帶用物資の準備

緊急避難を行う際に必要な物～簡単な救急セット、常備薬、懐中電灯、雨具やその他ご家庭で必要と思われる物を、丈夫で持ち運びやすいバッグ（リュックサック等）に入れて、いざという時に急いで持ち運べるように手の届く場所に備えておくことをお勧めします。

(5) 家族間での緊急時対策

緊急事態が発生しても、冷静な判断を下し行動できるように前もって準備しておくことが必要です。緊急時にはどうするか、どのような行動をとるのかといった計画を家族間で作成しておくことも事前対策の1つです。

また、学校に通うお子様をお持ちの家庭は、学校の緊急時の対策計画などを把握し、内容を子どもたちに教えておくことも必要です。

3. 緊急事態発生時の対応

事態が切迫してきたら、まずは正確な情報を入手し、状況を正しく把握することに努めてください。根拠のない情報に惑わされたりすることなく冷静に行動してください。なお、突然発生する地震の際は、まず頭部を守り、避難路を確保し、揺れが収まつたら火の元を確認し、余震・本震に備えてください。

(1) 緊急事態発生時などにおける連絡態勢

- 総領事館からは、在留届に基づきメールなどによる情報提供を行うと同時に必要に応じて電話などで安否確認を行います。また、「バリ日本人会」及び「西ヌサ・トゥンガラ州日本人会」を通じて、隨時、情報を提供します。
- 総領事館ホームページ及びフェイスブックでも邦人向けの必要情報、メッセージなどを隨時掲載します。

(2) 緊急事態発生時などにおける総領事館の体制

バリ州、西ヌサ・トゥンガラ州及び東ヌサ・トゥンガラ州で緊急事態が発生した場合は、総領事館に「緊急事態対策本部」を設置し、所要の情報収集を行うと共に、在留邦人に對し各種情報を伝達します。

(3) 緊急事態発生時などにおける行動

- インターネットや TV・ラジオニュースから最新情報を入手し、状況を正しく把握することに努めてください。
- 同僚や友人などと連絡を取り合い、自分と自分の家族の状況を知らせ合うなど積極的に情報共有を行ってください。
- 自分や自分の家族又は他の邦人の生命、身体、財産などに危害が及び、又は及ぶおそれがあるときは、迅速かつ具体的にその状況を総領事館に連絡してください。

4. 一時避難、退避

深刻な緊急事態に至った場合は、居住地からの一時的な避難や国外を含めた他の地域への退避を検討する必要があります。

- (1) 総領事館から呼びかける一時避難（集結）の場合、どこにどのように集結していたらかは状況次第で異なりますが、このような場所としては総領事館、日本語補習授業校、指定するホテルなどが考えられます。
- (2) 事態が悪化し、自発的に退避（島外退避、帰国など）される場合は、退避者の氏名などを総領事館に連絡願います。また、時間的な余裕がない場合には、避難後でも構いませんので、総領事館又は外務省領事局海外邦人安全課 (+81-3-3580-3311 (外務省代表)) へ連絡願います。
- (3) さらに深刻な事態となり、日本政府から退避勧告があった場合は、これに従って可能な限り速やかに退避又は引き揚げを行ってください。

[参考資料]

緊急時の連絡先など

1. バリ州

(1) 州政府防災庁内

○バリ・クライシス・センター（災害、交通事故、救急車、消防車）

電話 0361-251-177 (24時間、英語可)

(2) 警察（市外局番なし）110

○バリ州警察本部 (Polda Bali)

電話 0361-233-041 (24時間、クイック・レスポンス・センター)

電話 0361-233-188 (注：デンパサール市及びバドゥン県地域対象)

○観光警察 (Tourist Assistance Center) 電話 0361-224-111 (英語可)

○デンパサール警察署 (Polresta Denpasar) 電話 0361-844-8902

○バドゥン警察署 (Polres Badung) 電話 0361-829-927

○タバナン警察署 (Polres Tabanan) 電話 0361-811-210

○ギアニヤール警察署 (Polres Gianyar) 電話 0361-943-110

○ブレレン警察署 (Polres Buleleng) 電話 0362-22510

○バンリ警察署 (Polres Bangli) 電話 0366-91116

○クルンクン警察署 (Polres Klungkung) 電話 0366-21115

○カラヌアスマ警察署 (Polres Karangasem) 電話 0363-21220

○ジェンブラナ警察署 (Polres Jembrana) 電話 0365-41110

(3) 病院

○国立サンラ中央病院 電話 0361-227911

○BIMC病院（クタ） 電話 0361-761-263

○BIMC病院（ヌドゥガ） 電話 0361-300-0911

○BIMC病院（ウブド） 電話 0361-2091030

○シロアム病院（クタ） 電話 0361-779-900

○カシ・イブ病院（デンパサール） 電話 0361-223-036

○カシ・イブ病院（サバ） 電話 0361-3003333

○カシ・イブ病院（タバナン） 電話 0361-3005757

○スルヤ・フサダ病院（デンパサール） 電話 0361-265-165

○スルヤ・フサダ病院（ヌドゥガ） 電話 0361-775827

○タケノコ診療所（クタ） 電話 0361-472-7288

○共愛メディカル（クタ） 電話 0361-766-591

○International SOS（クタ） 電話 0361-710505

(4) 空港

○デンパサール国際空港 電話 0361-9351011
国際線 Ext6060 国内線 Ext4717

(5) 航空会社

○ガルーダ・インドネシア航空 (ガルーダ) 電話 0361-232-400
○ガルーダ・インドネシア航空 (空港) 電話 0361-936-8258
○シンガポール航空 (空港) 電話 0361-936-8388
○マレーシア航空 (空港) 電話 0361-935-7249

2. 西ヌサ・トゥンガラ州 (NTB)

(1) 州政府防災庁内

○クライシス・センター (24時間) 電話 0361-646972

(2) 警察・消防

警察 (市外局番なし) 110

消防 (市外局番なし) 113

○西ヌサ・トゥンガラ州警察本部 (Polda NTB)

電話 0370-622305 / 647436

○マタラム警察署 (Polresta Mataram)

電話 0370-6221124 / 7505714

○マタラム市合同消防署 (Satuan Pemadam Kebakaran Kota Mataram)

電話 0370-645872

(3) 病院

○西ヌサ・トゥンガラ州立病院 (RSUD Provinsi NTB) 電話 0370-7502424

○バヤンカラ病院 電話 0370-629149

○リサ・セントラ・メディカ病院 電話 0370-23888

○マタラム市立病院 (RSUD Kota Mataram) 電話 0370-640774

○サイン・アントニウス・アンペナン病院

電話 0370-621397 / 636767

○グラハ・ウルティマ・メディカ・シロアム病院 電話 0370-628111

(4) 空港

○ロンボク国際空港 電話 0370-615-7000 Ext108

(5) 航空会社

○ガルーダ・インドネシア航空 (マタラム) 電話 0370-642303

3. 東ヌサ・トゥンガラ州(NTT)

(1) 州政府防災庁内

○クライシス・センター (24時間) 電話 0852-4236-4993

(2) 警察・消防

警察 (市外局番なし) 110

消防 (市外局番なし) 113

○東ヌサ・トゥンガラ州警察本部 (Polda NTT)

電話 0380-833132

○クパン警察署 (Polresta Kupang)

電話 0380-803140

○クパン市消防署 (Pemadam Kebakaran Kota Kupang)

電話 0380-821467

(3) 病院

○シロアム病院 (クパン) 電話 0380-8530900

○バヤンカラ病院 電話 0380-821273

○リンディ・マラ病院 電話 0387-62890

○ウンブ・ララ・メハ病院 電話 0387-61302

(4) 空港

○エル・タリ空港 電話 0380-882031

○コモド空港 電話 0380-41572

(5) 航空会社

○ガルーダ・インドネシア航空 (エル・タリ空港)

電話 0380-881644

4. 短波ラジオ放送

NHKワールド (ラジオ) 日本語短波放送周波数 (令和2年2月現在)

放送時間 (日本時間)	周波数 (kHz)
2:00 - 5:00	17810

7 : 00 - 10 : 00	15280
10 : 00 - 15 : 00	11815
21 : 00 - 23 : 00	9890

詳細はNHKホームページを参照してください。

5. 外務省海外安全ホームページ及び在外公館など

○外務省海外安全ホームページ

<http://www.anzen.mofa.go.jp/index.html>

○在デンパサール日本国総領事館

所在地：Jl. Raya Puputan No. 170 Renon、Denpasar、Bali、Indonesia

電話：0361-227628 FAX：0361-265066

ホームページ：http://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/index_jp.html

○在インドネシア日本国大使館

電話：021-3192-4308 FAX：021-315-7156

ホームページ：http://www.id.emb-japan.go.jp/index_jp.html

○在スラバヤ日本国総領事館

電話：(031) 503-0008 FAX：(031) 5030037

ホームページ：<http://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/j/index.html>

○在マカッサル領事事務所

電話：(0411) 871030 FAX：(0411) 853946

○在メダン日本国総領事館

電話：(061) 4575193 FAX：(061) 4574560

ホームページ：<http://www.medan.id.emb-japan.go.jp/j/index.html>

○外務省 代表番号 (03) 3580-3311

領事局海外邦人安全課（直通） (03) 5501-8160

海外安全相談センター（直通） (03) 5501-8162

●緊急時のインドネシア語表現

「助けて下さい」 TOLONG（トロン）

「私の名前は〇〇です」 NAMA SAYA ○○（ナマ サヤ ○○）

「私は日本人です」 SAYA ORANG JEPANG（サヤ オラン ジュパン）

「警察を呼んで下さい」 TOLONG PANGGIL POLISI（トロン パンギル ポリシ）

「火事（強盗・泥棒）です！」 ADA KEBAKARAN (PERAMPOK、、 PENCURI)！

(アダ クバカラ (プランポック、ブンチュリ！))

「住所は○○です」 ALAMATNYA DI ○○ (アラマットニヤ ディ ○○)

「財布（鞄）を盗まれました」 DOMPET (TAS) SAYA DICURI

(ドンペット (タス) サヤ ディチュリ)

「領事館に連絡して下さい」 TOLONG HUBUNGI KONSULAT JEPANG

(トロン フブンギ コンスラット ジュパン)

●単語

強盗 PERAMPOKAN (プランポカン)

泥棒 PENCURI (プンチュリ)

火事 KEBAKARAN (クバカラン)

暴動 KERUSUHAN (クルスハン)、HURU-HARA (フルハラ)

殺人 PEMBUNUHAN (プンブヌハン)

すり COPET (チョペット)

ひったくり PEMJAMBRETAN (プンジャンブレタン)

誘拐 PENCULIKAN (プンチュリカン)

デモ UNJUK RASA (ウンジュック ラサ)

喧嘩 (団体間) TAWURAN (タウラン)

地震 GEMPA (グンパ)

津波 TSUNAMI (ツナミ)

避難 EVAKUASI (エファクアシ)